

港湾の施設の新しい点検技術公募要領

国土交通省港湾局では、港湾の施設の点検診断の効率化を可能とする新しい点検技術の活用に向けて、民間の点検技術を公募します。

1. 公募の目的

我が国における港湾の施設は、高度経済成長期に集中的に整備された施設が多く、老朽化が進行しており、戦略的に維持管理・更新を行い、安全・安心の確保や施設の機能維持に向けた取り組みが急務となっている。

国土交通省では、平成25年を「社会資本メンテナンス元年」と位置付け、インフラ長寿命化計画（行動計画）を定め取組を進めてきた。港湾においても行動計画に基づき「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」及び「港湾の施設の点検診断ガイドライン」等を策定し、予防保全型の維持管理へ転換を進めてきた。

一方、港湾の施設は、外郭施設（防波堤・護岸）、係留施設（岸壁・物揚場・栈橋・係船浮標）、臨港交通施設（道路・橋梁・トンネル）、水域施設（航路・泊地・船溜り）、荷捌き施設（荷捌き地・上屋倉庫・荷役機械）、保管施設（貯木場・貯炭場）、港湾環境整備施設（緑地・海浜）など多種多様であるとともに、係留栈橋のように立ち入りが難しい箇所も多く、水中にある部材も多数存在するため、一巡目の点検診断サイクルでは、点検診断の進捗の遅れなどの課題も見えてきたところである。

そこで、港湾を管理する港湾管理者の人員・技術力不足や予算確保が厳しい中、港湾の施設の点検診断を効率的に可能とするような点検技術を公募するものである。応募技術については、技術検証を実施し、検証の結果、点検診断を効率的に可能とするような点検技術であると判断される技術については、技術カタログに技術情報を掲載し、定期点検業務での活用を推進する予定である。

2. 応募技術の条件等

応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。

- 1) 臨港交通施設^{※1}のみを対象とした点検技術でないこと。
- 2) 選定の過程において、選定に関わる者（事務局等）に対して応募技術の内容を開示しても問題がないこと。
- 3) 応募技術を公共事業等に活用する上で、関係する法令に適合していること。
- 4) 選定された応募技術について、技術内容および検証結果等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 5) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 6) 3. 応募資格等を満足すること。

※ 1 臨港交通施設については、道路局発行「点検支援技術性能カタログ」の活用を推奨するため公募の対象とはしない。

3. 応募資格等

応募者は、以下の3つの条件を満足するものとする。

- 1) 応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」及び「民間企業」であること。
- 2) 応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」及び「民間企業」であること。なお、行政機関^{*2}、特殊法人（株式会社を除く）、公益法人及び大学法人等については、自ら応募者とはなれないが、共同研究者として応募することができるものとする。

※ 2「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

- 3) 予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 応募方法

（1）資料の作成及び提出

応募資料は、別添応募資料作成要領に基づき作成し、提出方法はEメールまたは郵送、持参によるものとする。なお、応募資料の作成および提出に要する費用は応募者の負担とする。

（2）提出先

事務局 Eメール：hqt-portsingijyutu@gxb.mlit.go.jp

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 港湾局 技術企画課 戦略的維持管理係

5. 公募期間

令和7年4月1日（火）～令和7年5月30日（金）

（郵送による提出の場合は、締め切り日当日必着とする。）

6. ヒアリング等

提出された応募資料で不明な箇所がある場合は、ヒアリング等を実施することがある。なお、ヒアリング等を実施する場合は、ヒアリング等の実施時期、方法及び内容等について別途通知する。

7. 検証対象技術の選定

（1）技術の選定

1) 提案される技術

応募資料及びヒアリング等に基づき、以下の事項を確認の上、技術検証に適しているかを判断し、選定する。なお、検証可能な技術数に限りがあることから、応募資料及びヒアリング等に基づき、より検証に適していると判断される技術から選定する場合がある。

- ①公募技術、応募資格等に適合していること。
- ②技術の検証にあたり安全性等に問題がないこと。
- ③応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。
- ④定期点検の合理化が期待されること。
- ⑤技術の検証方法が明確であること。

(2) 選定結果の通知・公表

応募者に対して選定結果を通知する。

(3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が虚偽その他不正な手段により決定されたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、決定通知の取り消しが必要と認められたとき。

8. 技術の検証

選定された技術は次のとおり点検現場で技術検証を行うことを基本とする。なお、現場での技術検証が困難である場合は、事務局と協議の上、実験室での検証又は解析で効果を確認できる場合は解析による方法により実施する。

また、検証技術については、技術カタログに技術情報を収録することを目的に、技術ごとに技術カタログの素案を作成し、その検証も実施する。検証にあたっては、検証内容を事務局と協議の上、検証計画書の作成を行うものとする。

(1) 検証場所

原則として、各応募者が技術検証を実施する上で都合の良い日時・場所を設定することとするが、検証場所の設定が困難である場合は、国が指定する現場で検証を実施する。現場での検証が困難である場合は、応募者と協議の上、実施場所を決定する。

(2) 検証方法

検証方法については、カタログ項目の内容が可能な限り把握できる方法とする。

(3) 検証期間

検証期間は、令和7年夏～秋頃を予定しているが、状況等により変更する場合がある。また、継続的な検証が必要な場合は、適宜検証期間を延長して実施する。

(4) 検証項目

次の観点から検証を実施する。

- ①確実性（確実に点検診断を効率的に可能とする技術か）
- ②合理性（従来の点検方法に比べて点検業務の合理化が期待されるか）
- ③実現性（点検業務で技術の実装が可能か）
- ④経済性（経済合理性があるか）
- ⑤適用性（点検業務で円滑に技術の活用が可能か）

(5) 検証の費用負担

検証に要する費用の負担は原則として以下に示すとおりとするが、疑義が生じた場合は、応募

者と個別に協議し決定する。

- 1) 応募技術による計測、解析および結果の提出に要する費用は応募者の負担とする。
- 2) 技術カタログの素案の作成に要する費用は応募者の負担とする。
- 3) 提出された結果の分析、評価に要する費用は国土交通省で負担する。
- 4) 国土交通省関係者が立ち会い確認を行う場合、立ち合い者に要する費用は国土交通省で負担する。

9. 技術の検証結果の評価

(1) 評価の視点

項目	評価の視点
確実性	応募技術により、確実に点検診断を効率的に可能とする技術か
合理性	応募技術により、従来の点検方法に比べて合理化が期待できるか
実現性	業務で技術の実装が可能か
経済性	概略費用（既存方法による場合との比較）
適用性	点検業務で円滑に技術を活用可能か（技術カタログ素案の確認）

(2) 評価結果の通知・公表

- ・各応募技術に係る評価結果は、各応募者に対して通知する。
- ・公表資料は、技術カタログ及び活用状況動画を基本とする。

10. その他

- (1) 応募された資料は、技術の評価以外に無断で使用することはない。
- (2) 応募された資料は返却しない。
- (3) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (4) 募集内容に関する問い合わせについては、以下のとおり受け付ける。

1) 問い合わせ先および資料提出先

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 港湾局 技術企画課 戦略的維持管理係

TEL：03-5253-8660

Eメール：hqt-portsingijyutu@gxb.mlit.go.jp

2) 受付方法 面談、電話、E-mail（様式自由）にて受け付ける。